

## 令和4年人事院勧告への対応について

令和4年8月8日付で、人事院から国家公務員の給与に関する勧告が行われました。本町については、従前より国公準拠の観点のもと、人事院勧告に準じて給与制度を改定しており、以下のとおり、今回においても同様の対応を行うことを想定しています。

### I. 人事院勧告の内容

#### ○給与勧告のポイント

月例給を引上げ(0.23%) ※初任給及び若年層の俸給月額引き上げ  
ボーナスを引上げ(0.10月分)

#### 1. 月例給の改定

〈月例級〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

民間：405,970円、国家公務員：405,049円

⇒民間給与との較差921円(0.23%)

〈改定内容〉民間企業における初任給の動向等を踏まえ、行政職俸給表(一)の初任給を引上げ。(大卒程度を3,000円、高卒程度を4,000円引上げ)

これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定。

(平均改定率：全体0.3%【1級1.7%、2級1.1%、3級0.2%、4・5級0.0%、6級以上は改定なし】)

#### 2. ボーナスの改定

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

⇒民間の支給割合4.41月(公務の支給月数4.30月)

##### (1) 改定の内容

民間の支給割合との均衡を図るため引上げ4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当の支給月数に反映

一般の職員（再任用職員以外）の支給月数【4.30月分→4.40月分】

年度	手当の種類	6月期	12月期
令和4年度	期末手当	1.20月（支給済み）	1.20月（改定なし）
	勤勉手当	0.95月（支給済み）	<u>1.05月（現行0.95月）</u>
令和5年度 以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	<u>1.00月</u>	<u>1.00月</u>

再任用職員の支給月数【2.25月→2.30月】※令和5年度から定年前再任用短時間勤務職員

年度	手当の種類	6月期	12月期
令和4年度	期末手当	0.675月（支給済）	0.675月（改定なし）
	勤勉手当	0.45月（支給済）	<u>0.50月（現行0.45月）</u>
令和5年度 以降	期末手当	0.675月	0.675月
	勤勉手当	<u>0.475月</u>	<u>0.475月</u>

## II. 熊取町の対応（案）

国公準拠の観点に基づき、人事院勧告に準じた対応を行う。

### 1. 改定内容

#### （1）月例給

- ①初任給の引上げ
- ②月例給の引上げ

#### （2）賞与（期末、勤勉手当）の支給月数の引上げ

- ・年4.30月→年4.40月。0.10月増加分については12月勤勉手当に反映  
（再任用は年2.25月→年2.30月。0.05月増加分は12月勤勉手当に反映）

#### ※適用される職員

- ・再任用職員含む一般職職員（会計年度任用職員含む）  
※会計年度任用職員は令和5年度から

#### （3）改正条例

一般職職員給与条例

#### （4）施行日

令和4年12月20日（本会議最終日）

月例給：令和4年4月1日から適用（遡及）

賞与：令和4年12月1日から適用（遡及）

※遡及により生じる差額分（給与、賞与等）は、一括して令和4年12月27日支給予定

## 2. 特別職、議会議員について

特別職、議会議員については、平成 28 年度まで、原則一般職職員の給与改定に準じて改定を行っていましたが、平成 29 年度から令和 3 年度（5 年間）の改定を行っておりません。

今回、人勸にあわせて改定を行った場合は、以下のとおりとなります。

### (1) 改定内容

①期末手当の支給月数の引上げ（0.1 月）（年 4.25 月→年 4.35 月）

	6 月期	1 2 月期
令和 4 年度	2.05 月（支給済）	<u>2.30 月（改定前 2.20 月）</u>
令和 5 年度以降	<u>2.175 月</u>	<u>2.175 月</u>

### (2) 改正条例

常勤特別職職員給与条例

議会議員報酬等条例

### (3) 施行日

令和 4 年 12 月 20 日（本会議最終日）

賞与：令和 4 年 12 月 1 日から適用（遡及）

※遡及により生じる差額分は、一括して令和 4 年 12 月 27 日支給予定

## 3. 今後のスケジュール

○令和 4 年 12 月 7 日 議会上程

○令和 4 年 12 月 10 日・21 日 改定前の金額で賞与・給与を支給

○令和 4 年 12 月 20 日 本会議最終日

○令和 4 年 12 月 27 日 遡及により生じる差額分（給与、賞与等）を支給【条例可決の場合】